

京都府建設業等人材確保対策支援事業

（働きやすい環境づくりのための設備等導入）【2次募集】

生産年齢人口の減少など、深刻化する建設産業の人手不足に対応するため、中小企業が行う建設産業における生産性向上や働き方改革等につながる取組を支援しています。この度、多様な働き方や人材確保につながる取組への支援を拡充し、以下のとおり2次募集を行います。新たに追加予算も確保しましたので、ぜひご活用ください。

【申請期間】 令和7年 **11月4日（火）**～令和7年 **12月19日（金）**（当日必着）

※郵送の場合は当日消印有効

※申請期間内であっても予算額を超えた場合は、予告無く申請受付を打ち切ることがあります。

【補助期間】 交付決定日（又は事前着手日）～令和8年2月24日（火）

※期限までに、経費の支払も含め事業を完了することが必要です。

※事前着手日は令和7年4月1日以降に限ります。

補助対象経費	測量機器やICT機器等の 導入に要する経費（※1） で、建設現場における働きやすい環境づくりに向け、業務の効率化や省人化等の効果があると知事が認めたもの。（消費税及び地方消費税を除く。）	
補助対象者	京都府内に主たる営業所を置く「令和7年度京都府建設工事競争入札参加資格者」又は「令和7年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者」のうち、中小企業の事業者 ※1次募集（令和7年9月1日～令和7年9月30日）で申請された方も、新たに申請可能です。	
対象品目	測量機器	例) 地上型レーザースキャナー／GNSS受信機 自動追尾機能付き測量機器／ドローン
	建設機械	例) MC、MGの重機／チルトローテーター
	ICT機器等	例) ウェアラブルカメラ、定点カメラ／電熱式防寒服 CCUS現場運用支援機器／日本語翻訳機
補助金額	補助対象経費の3分の2以内（上限：300万円） ただし、労働者の処遇改善を実施した事業者に限る（※2） 上記を実施しない場合は2分の1以内（上限：200万円） ※補助金は、予算の範囲内で交付し、申請多数の場合は、補助金の減額又は不採択とすることがあります。	

※1 機器等の所有を伴わない、**賃借に要する経費は補助対象外**

※2 以下の項目の1以上の達成を確認できる場合（基準日（令和3年4月1日））

- ①全対象事業場において、4週当たり8日以上の日を確保
- ②基準日以降に、全対象事業場において、4週における所定休日を1日以上増加
- ③基準日以降に、労働者一人当たりの給与総額を1.5%以上引き上げ

補助金に関する相談窓口

相談窓口	京都府建設交通部指導検査課調整係 [平日9時～12時、13時～17時]（土日祝日は除く） 電話：075-414-5225 E-mail：shido@pref.kyoto.lg.jp
------	--

申請フォーム、申請の手引き、様式等のダウンロードはこちら
「京都府HP 京都府建設業等人材確保対策支援事業の申請受付開始について」

